平成２５年（フ）第１１０６号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区13棟101号
債務者　高橋　直文
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３７号
埼玉県新座市本多１丁目14番22―610号
債務者　中田恵美子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３３４号
埼玉県春日部市備後東４丁目６番63号　グリーンヒルズ302
債務者　川添　　明
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４２０号
埼玉県越谷市大字上間久里135番地13
債務者　荻野　郁子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４９０号
埼玉県富士見市水谷東１丁目24番12号
債務者　泉　　孝光
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５０２号
埼玉県富士見市羽沢２丁目２番31号
債務者　大野　　茂
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３２５号
静岡県沼津市西椎路645番地の４　大久望団地Ｋ３棟401
債務者　藤澤　直樹
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第８２号
山口県宇部市北小羽山町３丁目１番15号
債務者　岡山　幸路（旧姓古屋）
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第７１５号
札幌市東区北８条東16丁目２番18号　内田マンション103号
債務者　高橋　雄次
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４６３号
札幌市北区あいの里２条６丁目３番３―1102号
債務者　安藤　哲也
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４７１号
札幌市清田区里塚１条４丁目８番５―301号
債務者　桑原ひとみ
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５１１号
札幌市中央区南８条西４丁目288番地１ティアラタワー807号
債務者　荻野　宜子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５１５号
北海道恵庭市中島町６丁目10番地７
債務者　関口　裕仁
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５２９号
札幌市中央区北１条東８丁目１番地　すずらん226号
債務者　宮本亜由美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５４５号
札幌市南区藤野５条５丁目８番10号
債務者　堀川　雅之
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５５７号
札幌市東区北24条東21丁目４番１号　鈴掛ハイツＢ７号、住民票上の住所札幌市東区東苗穂10条３丁目10番28号
債務者　北原　泰秀
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５５９号
札幌市北区太平６条６丁目７番１―201号
債務者　小山　里美
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６０８号
札幌市豊平区平岸１条10丁目６番１―103号
債務者　椿　　恭一
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで札幌地方裁判所民事第４部